

法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめに対する抗議声明

2011年11月、国が司法修習生への修習に必要な実費や生活資金を給付する制度（給費制）が廃止され、代わりに、司法修習の1年間金銭を貸付ける制度（貸与制）が導入されました。2012年12月には、史上初めて貸与制の下での司法修習を修了した新第65期の司法修習生が裁判官・検察官・弁護士になりました。

現在、新第65期の元司法修習生が原告予定者となり、給費制が廃止されたことが憲法違反であるとして、全国複数箇所の裁判所で提訴する準備が進められています。2013年4月13日現在で、原告予定者は220名、代理人は400名を超えています。

給費制を含む司法修習生に対する経済的支援については、政府の法曹養成制度検討会議（座長・佐々木毅学習院大教授）で検討されていますが、同会議は、2013年4月11日、これまでの検討結果を踏まえ、貸与制を前提とする中間的取りまとめを行いました。しかし、その内容は、貸与制を前提とした上で、司法修習生間の不均衡に配慮をするというものでした。

私たちは、検討過程において、複数の委員から給費制の意義や貸与制の弊害が指摘され、給費制とすべきという意見もあったにもかかわらず、結論として、貸与制を維持すべきとしたことについては、大変遺憾であり、強く抗議します。

そもそも、法曹養成制度検討会議においては、委員の人選の段階から、貸与制の導入を是認した「法曹の養成に関するフォーラム」の委員が全員留任されるという、偏った人選が行われました。また、司法修習生の経済的支援についての検討時間も十分に確保されたとはいえず、当事者の意見聴取も行わないなど、議論も尽くされていません。したがって、法曹養成制度検討会議は、貸与制を維持すべきという結論ありきで検討が行われて

いたといえます。

私たちは、給費制を復活するために、現在実施されているパブリックコメントに注力するとともに、結論として貸与制を維持すべきとするならば、早期の訴訟提起を行うものである。

2013年4月15日

新65期給費制違憲訴訟原告団・弁護団